

(付表)

令和4年度

不納欠損額の内訳

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省及び防衛省所管
東日本大震災復興特別会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）			1	869	1	869	(目) 損害賠償金債権
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）			1	869	1	869	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があつた場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）							
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							